

ロボット支援膵切除術プロクター基準

(日本肝胆膵外科学会、日本内視鏡外科学会)

ロボット支援膵切除術プロクター認定は、原則として術式ごとに行い、手術支援ロボット機種ごとの認定とはしない。なお、申請における症例経験は複数機種の症例を含めることができる。ただし、実際のプロクター指導にあたっては、当該プロクターが使用する手術支援ロボットに精通し、トラブル発生時の対応が可能であることを、招聘側およびプロクター側で確認するものとする。

(A) プロクター基準

1. 日本消化器外科学会 消化器外科専門医である。
2. 日本肝胆膵外科学会高度技能専門医・指導医または日本内視鏡外科学会技術認定取得者である。
3. 以下の術者経験を有する。

プロクター認定申請に必要な術者経験

[ロボット支援膵頭十二指腸切除術の場合]

以下の条件を満たす者を本術式のプロクターとする。

開腹、腹腔鏡下、ロボット支援にかかわらず術者として膵頭十二指腸切除 20 例以上の経験を有する。そのうち、ロボット支援膵頭十二指腸切除術 10 例以上の術者経験を有すること。なお、複数機種の症例を含めることができるが、プロクター指導を行う機種については、十分な操作経験または企業トレーニング等により習熟していることを確認する。

[ロボット支援膵体尾部切除術の場合]

下記①②のいずれかを本術式のプロクターとする。

- ① 開腹、腹腔鏡下、ロボット支援にかかわらず膵切除（核出術以外膵切除部位を問わず）20 例以上の経験を有する。そのうち、ロボット支援膵切除術 10 例以上、かつロボット支援膵体尾部切除術 5 例以上の術者経験を有すること。なお、複数機種の症例を含めることができる。
- ② ロボット支援膵頭十二指腸切除術のプロクター条件を満たした場合、腹腔鏡下膵体尾部切除を 10 例以上経験した者は、ロボット支援膵体尾部切除術のプロクターを兼ねることができる。

補) 既にロボット支援膵頭十二指腸切除術のプロクター認定を受け、その役割を本学会から委嘱されている期間中に、ロボット支援膵体尾部切除術のプロクター資格を追加申請する場合は、『ロボット支援膵体尾部切除術プロクター追加申請書』に必要事項を記載して日本肝胆膵外科学会事務局に届け出る。この場合、腹腔鏡下膵体尾部切除 10 例以上の術者経験が必要となる。

附則)

本改定前に手術支援ロボット機種ごとに認定されたプロクター資格については、本改定後の術式ごとのプロクター資格として取り扱う。